

# 市町村道路施設定期点検等の地域一括発注に関する支援要領

平成29年4月1日

## (目的)

第1条 本要領は、市町村が管理する道路施設の点検業務を地域一括発注により支援することで、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 地域一括発注とは、市町村の管理する道路施設の点検業務等について、市町村の依頼に基づき、公益財団法人群馬県建設技術センター(以下「センター」という。)が点検業務を地域、点検項目、点検数量等を考慮し取りまとめて、発注業務の代行及び技術的支援を行うものとする。

## (地域一括発注の依頼)

第3条 地域一括発注を依頼しようとする市町村は、年度毎に点検業務依頼書(別記様式1)により依頼するものとする。

## (第三者への委託)

第4条 センターは、業務の一部を第三者(以下「点検業者」と言う。)へ委託することができるものとし、点検業者の選定及び契約にあたっては、群馬県財務規則に則って行う。

## (業務の範囲)

第5条 センターが行う業務の範囲は、次に定める発注業務の代行と技術的支援とする。

2 発注業務の代行の内容は、次に定める。

- (1) 基準や要領等を満たす設計書の作成
- (2) 点検業者との入札及び契約

3 技術的支援の内容は、次に定める。

- (1) 点検業者が実施する点検業務の管理
- (2) 点検業者が行った診断結果の検収及び技術的検討
- (3) 点検結果のデータベース等による保管管理

## (数量の確定)

第6条 依頼を受けたセンターは、数量の集計と費用負担額を積算し、市町村へ点検業務受託書(別記様式2)を提示する。

(契約方法)

第7条 市町村とセンターは、「道路施設定期点検の地域一括発注に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)を締結し、年度ごとの点検数量で「道路施設定期点検の地域一括発注に関する年度協定」(以下「年度協定」という。)を締結し契約する。

(点検委託事項の通知)

第8条 センターは、点検業者と契約したときは、遅延なく、点検業者、委託比率、一括した市町村数を点検委託事項通知書(別記様式3)により市町村へ通知する。

(費用負担額)

第9条 市町村がセンターに支払う費用負担額は、次に定める点検費用と事務費の合計額とする。

費用負担額＝点検費用＋事務費

- 2 点検費用とは、センターが定めた道路施設定期点検業務委託歩掛に基づき算出した額とする。
- 3 事務費とは、発注業務の代行及び技術的支援に要する経費とし、センターが必要な経費を積み上げ算出した額とする。

(費用負担額の変更)

第10条 センターが点検業者に委託した場合は、前条第1項の費用負担額は、次に定める点検費用と事務費の合計額に変更するものとする。

- 2 点検費用については、センターと点検業者との業務委託料相当額とし、設計図書等の変更に伴い業務委託料相当額に変更が生じた場合は、変更業務委託料相当額とする。
- 3 事務費については、発注業務の代行及び技術的支援に要する経費とし、センターが必要な経費を積み上げ算出した額とする。
- 4 費用負担額の変更は、センターと点検業者の最終変更業務委託料相当額をもとに、センターが積算し年度協定の変更をもって確定するものとする。

(適用基準)

第11条 適用基準を次に定める。

- (1) 道路橋定期点検要領(平成26年6月)
- (2) 群馬県橋梁点検要領【平成28年度改訂版】(平成29年3月25日)
- (3) 道路トンネル定期点検要領(平成26年6月)

- (4) シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成 26 年 6 月）
- (5) 横断歩道橋定期点検要領（平成 26 年 6 月）
- (6) 門型標識等定期点検要領（平成 26 年 6 月）
- (7) 舗装点検要領（平成 28 年 10 月）
- (9) その他必要と認めたもの

（業務主任技術者）

第 1 2 条 センターは、発注した点検業務の監理・監督を行う業務主任技術者を選任し、業務主任技術者届（別記様式 4）により市町村へ通知する。

（成果品）

第 1 3 条 点検業務成果として、契約期日までに報告書を提出する。

報告書	2 部
電子データ	1 式

（完了報告及び検査）

第 1 4 条 センターは、業務が完了したときは、遅滞なく別に定める完了届（別記様式 6）に成果品等を添えて市町村に提出するものとし、市町村は、完了検査を行うものとする。

2 センターは、前項の検査結果において、市町村が不合格であると認めたときは、直ちに市町村の指示に従う。

（支払い）

第 1 5 条 市町村は、年度協定で定めた費用負担額を別に定める支払計画書に基づき、センターに納入するものとする。（別記様式 5 第 1 回支払金請求書）

2 センターは、前条第 1 項の完了検査後に、支払計画書の最終支払請求額を甲に請求するものとする。（別記様式 7 負担金請求書）

(様式1 点検業務依頼書)

平成 年 月 日

公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長 様

市町村長

## 点検業務依頼書

市町村道路施設定期点検等の地域一括発注に関する支援要領第3条に基づき、下記の点検業務の発注の代行及び技術的支援を依頼します。

### 記

- 1 件 名 平成 年度〇〇市町村の管理する橋梁定期点検
- 2 対象施設 依頼施設一覧表のとおり
- 3 担当 課 氏名

(様式2 点検業務受諾書)

平成 年 月 日

市町村長  
様

公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長

## 点検業務受諾書

平成 年 月 日付で依頼のあった点検業務の発注の代行及び技術的支援について受諾します。

### 記

- 1 件 名 平成 年度〇〇市町村の管理する橋梁定期点検
- 2 対象施設 依頼施設一覧表のとおり
- 3 年度協定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 4 費用負担額 別紙のとおり

(様式3 点検委託事項通知書)

平成 年 月 日

市町村長  
様

公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長

### 点検委託事項通知書

平成 年 月 日付で依頼のあった点検業務について、道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定書第4条に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

- |         |               |
|---------|---------------|
| 1 調査業者  | 〇〇コンサルタント株式会社 |
| 2 業務の名称 |               |
| 3 履行期限  | 平成 年 月 日      |
| 4 請負金額  | 円             |
| 5 請負比率  | %             |
| 6 市町村数  | 市町村           |

(様式4 業務主任技術者届)

平成 年 月 日

市町村長  
様

公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長

## 業務主任技術者届

道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定書第5条に基づき、業務主任技術者を定めたので通知します。

### 記

- 1 件 名 平成 年度〇〇市町村の管理する橋梁定期点検
- 2 業務主任技術者

なお、監督補助業務は業務主任技術者が行い、当該業務の統括を行う監理主任技術者は、技術支援係 が行うものとする。

# 第1回支払金請求書

年 月 日

市町村長  
様

住所 前橋市大渡町一丁目10番地の7  
公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長 印

道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定書第7条に基づき、次のとおり第1回支払請求額を支払ってください。

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円
件名								
負担金額	千	百	十	万	千	百	十	円
上記負担金額の 10分3の金額								
預託金融機関名	銀行 本(支)店			普通預金 当座預金			番	



(様式6 業務完了届)

平成 年 月 日

市町村長  
様

公益財団法人群馬県建設技術センター  
理事長

## 業務完了届

道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定書第6条に基づき、平成 年 月 日付で依頼のあった点検業務を完了したので届けます。

### 記

- 1 件 名 平成 年度〇〇市町村の管理する橋梁定期点検
- 2 対象施設 別添 施設一覧のとおり
- 3 年度協定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 4 完了届日 平成 年 月 日
- 5 負担金確定額 請求書のとおり

(様式7 負担金請求書)

# 負担金請求書

平成 年 月 日

様

受注者

住所 前橋市大渡町一丁目10番地の7  
公益財団法人群馬県建設技術センター

氏名 理事長

次のとおり、道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定書第7条の第2項に基づき、負担金を請求します。

請求金額		千	百	十	万	千	百	十	円
請求金額	¥								
件名									
負担金 A		千	百	十	万	千	百	十	円
負担金 A	¥								
前回までの受領済金額	第1回支払請求額							¥	0
計	B								
清算請求金額	A - B	¥							
口座振替先	普通預金								

## 道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定書

〇〇市町村（以下、「甲」という。）と公益財団法人群馬県建設技術センター（以下、「乙」という。）は、甲が管理する道路施設の点検（以下、「点検」という。）の実施に関して、次のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲が管理する道路施設の点検業務等を、乙が地域一括発注により支援することで、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

### （地域一括発注）

第2条 地域一括発注とは、甲の管理する道路施設の点検業務等について、甲の依頼に基づき、乙が点検業務を地域、点検項目、点検数量等を考慮し取りまとめて、発注業務の代行及び技術的支援を行うものとする。

### （地域一括発注の依頼）

第3条 甲は、乙に対して道路施設の発注業務の代行と技術的支援を依頼することができる。

2 甲は、前項の依頼をするときは、年度毎に書面にて乙に依頼するものとする。

### （第三者への委託）

第4条 乙は、業務の一部を第三者（以下「点検業者」と言う。）へ委託することができるものとし、点検業者の選定及び契約にあたっては、群馬県財務規則に則って行うものとする。

2 乙は、点検業者と契約したときは、遅延なく、書面により甲へ通知する。

### （業務の範囲）

第5条 乙が行う業務の範囲は、次に定める発注業務の代行と技術的支援とする。

2 発注業務の代行の内容は、次に定めるものとする。

（1） 基準や要領等を満たす設計書の作成

（2） 点検業者との入札及び契約

3 技術的支援の内容は、次に定めるものとする。

（1） 点検業者が実施する点検業務の管理

（2） 点検業者が行った診断結果の検収及び技術的検討

（3） 点検結果のデータベース等による保管管理

(相互協力)

第6条 甲及び乙は、点検等の実施について相互に協力するものとする。

(年度協定)

第7条 各年度の点検対象施設及び費用負担等は、本協定のもとに甲及び乙は協議のうえ別途年度協定で定めるものとする。

(費用負担額)

第8条 甲が乙に支払う費用負担額は、次に定める点検費用と事務費の合計額とする。

費用負担額＝点検費用＋事務費

2 点検費用とは、乙が定めた道路施設定期点検業務委託歩掛に基づき算出した額とする。

3 事務費とは、発注業務の代行及び技術的支援に要する経費とし、乙が必要な経費を積み上げ算出した額とする。

(費用負担額の変更)

第9条 乙が点検業者に委託した場合は、前条第1項の費用負担額は、次に定める点検費用と事務費の合計額に変更するものとする。

2 点検費用については、乙と点検業者との業務委託料相当額とし、設計図書等の変更に伴い業務委託料相当額に変更が生じた場合は、変更業務委託料相当額とする。

3 事務費については、発注業務の代行及び技術的支援に要する経費とし、乙が必要な経費を積み上げ算出した額とする。

4 費用負担額の変更は、乙と点検業者の最終変更業務委託料相当額をもとに、乙が積算し年度協定の変更をもって確定するものとする。

(透明性の確保)

第10条 甲と乙は、相互に点検等の実施に伴う透明性の確保に努めるものとし、乙は、透明性を確保するために必要な資料について、甲が求めた場合は速やかに提出しなければならない。

(財産の帰属)

第11条 点検等により知り得た情報は、甲に帰属する。

(守秘義務)

第12条 乙は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(苦情等の処理)

第13条 点検等の実施に伴い生じた苦情等は、その原因が甲及び乙のいずれかの責に帰する場合を除き、甲及び乙が協議して処理するものとする。

(損害の負担)

第14条 点検等の実施に伴い生じた損害の負担は、その原因が甲及び乙のいずれかの責に帰する場合を除き、甲及び乙は協議して処理するものとする。

(不当介入への対応)

第15条 乙は、群馬県及び甲の定める暴力団排除条例等を遵守し、点検等を実施する。

(協定の解除)

第16条 甲は、本協定を解除する場合は、乙に文書で通知するものとする。

(協議事項)

第17条 本協定の内容変更または、本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

(協定の効力)

第18条 この協定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から効力を生じるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇市・郡〇〇町〇〇〇  
〇〇〇長 〇〇 〇〇

乙 前橋市大渡町一丁目10番地の7  
公益財団法人群馬県建設技術センター

## 平成〇〇年度 道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定書

〇〇〇市町村（以下「甲」という。）と公益財団法人群馬県建設技術センター（以下「乙」という。）とは、「道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、当該年度における道路施設点検の地域一括発注（以下「一括発注」という。）に関する年度協定を締結する。

### （目的）

第1条 年度協定は、当該年度に乙が実施する一括発注のうち、甲に係る費用負担等を定めることを目的とする。

### （年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。

### （一括発注の対象道路施設）

第3条 甲が乙に地域一括発注を依頼する道路施設は、別表のとおりとする。

### （費用負担額）

第4条 甲は、乙が実施する一括発注に係る業務に要する費用負担額として、金 円（うち消費税及び地方消費税 円）を負担する。

### （業務主任技術者）

第5条 乙は、発注した点検業務の監理・監督を行う業務主任技術者を選任し、書面により甲へ通知する。

### （完了報告及び検査）

第6条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく別に定める完了届に成果品等を添えて甲に提出するものとし、甲は、完了検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査結果において、甲が不合格であると認めたときは、直ちに甲の指示に従うものとする。

### （支払い）

第7条 甲は、第4条に定める費用負担額を別に定める支払計画書に基づき、乙に納入するものとする。

2 乙は、前条第1項の完了検査後に、支払計画書の最終支払請求額を甲に請求するものとする。

(疑義についての協議)

第8条 年度協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、基本協定によるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇市・郡〇〇町〇〇〇  
〇〇〇長 〇〇 〇〇

乙 前橋市大渡町一丁目10番地の7  
公益財団法人群馬県建設技術センター

## 施設依頼一覧集計表(橋梁)

		点検橋梁数	橋梁点検車必要橋数	特記事項
定期点検 $2m \leq L \leq 5m$	橋			
定期点検 $5m < L \leq 10m$	橋	10		例) うち木橋 2 橋
定期点検 $10m < L \leq 15m$	橋	1		
定期点検 $15m < L \leq 20m$	橋	5		
定期点検 $20m < L \leq 30m$	橋	3		
定期点検 $30m < L \leq 50m$	橋	2	2	例) うちロッククライミング 1 橋
定期点検 $50m < L$	橋	2	2	例) うちJR跨線橋 1 橋 (東武等)
	合計	23.00	4.00	
別紙－2より自動集計				



## 依頼施設一覧表(橋梁・横断歩道橋)

平成 年 月 日

市町村名:

部署/氏名

番号	施設名	橋長	点検方法
1			例) 橋梁点検車
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			

## 依頼施設一覧表(トンネル・シェッド・大型カルバート・門型標識・舗装)

平成 年 月 日

市町村名:

部署/氏名

番号	施設名	延長/基	備考
1	※舗装は路線名を記入して下さい。		例トンネルは幅も記入して下さい。
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			



資 料

表－１ 群馬県地域一括発注年間予定表

予定項目	対象	時期
次年度点検数量の確認	メンテナンス協議会 → 市町村	12月
地域一括発注の意向確認	メンテナンス協議会 → 市町村 ※定期点検施設のみ ※初年度は基本協定を締結	4月
地域一括発注の依頼	市町村 → センター	5月
年度協定締結	建設技術センター → 市町村	5月
地域一括発注	建設技術センター → 県内コンサル	7月～
点検結果納品	建設技術センター → 市町村	3月
診断結果の報告	市町村 → メンテナンス協議会	4月

表－２ 群馬県地域一括発注フロー図

